

教育研究の出会いー歴史，人権，東アジアー

梅野正信（学習院大学）

Education and research encounters History, human rights, East Asia

Masanobu UMENO

1. はじめに

2020年4月の学習院赴任直後にコロナ禍の緊急事態宣言となった。2年が終わり、定年まで残された4年間で何ができるのかと考える。現時点で取り組んでいる主題は、「植民地期の歴史記述」、「植民地期における学校教育の記憶」、「法規範学習と判決書活用学習」、「戦後教育実践史と総合学習」である。どの主題もどこかでつながり、尊敬する、大切な人との出会いがあって、ここに至っている。自身の納得のいく研究を続けていくこと、誠実に取り組み続けること、人との出会いに学ぶこと、すべては自分自身に戻る邂逅の時があること、そのようなこともあるのかと思ひ、今を大切にほしい。研究と人とのつながりを中心に話をする。なお、本題の趣旨から本文中のお名前に敬称を付している。ご了承ください。

2. 植民地期関係記述の研究⁽¹⁾

基盤 B「日韓の歴史教科書及び博物館歴史展示等における植民地支配関係記述の比較研究」（研究代表：2019～22年度）は、植民地支配をめぐる歴史的事実の確認作業を主とする取り組みである。

採択1年目の2019年前半は、日韓関係の極度の悪化から合同研究を開催できず、9月になってやっと韓国での打合せを行い、12月には東京で合同研究会を実施できた。だが、その直後にコロナ禍にみまわれる。メールとZoomを中心とした意見交換、限定的な国内調査や研究会を実施したものの、肝心の日韓合同調査、合同研究会はできようもなかった。このことをあげて最終年度前年の申請を試みたところ、22年2月に採択の通知をいただき、2022～24年度へと継続できることになった⁽²⁾。研究目的は、植民地期の歴史的事実を、出来る限り1次史料を用いつつ、広く教育の場で確認できる資料集の作成にある。

植民地期に焦点化した共同研究は、鄭在貞先生の指摘を受けてのものである⁽³⁾。筆者もまた、歴史全般にわたる共同研究、対立的論評を総合的に確認し合う作業に比して、植民地期の歴史的事実と知見の共有に焦点化した共同研究は、いまだ十分な成果を得ていないと考えている。

取り組みの契機は、筆者の恩師・加藤章先生（1931～2016）と、鄭在貞の恩師・李元淳先生（1926～2018）の逝去にあった。お二人は1960年代以降日韓共同での歴史教育研究に尽力されてきた。済州フォーラム（2017）に同席した折、鄭在貞から日韓歴史教育に尽くされたお二人の功績を思い、何をなすべきだろうかと、話を交わした。このようなことから、李元淳先生が亡くなられた年（2018）、科研を申請することになった。

加藤先生の出会いは1979年であった。長崎大学を離れた先生を追って上越教育大学に進む（1984～85年度）。歴史学、歴史教育の研究方法を学ぶことももちろん、研究者を目指すようにと暖かく励まされ、修士論文は「1章ごとに1本の投稿論文を作りなさい」と指

導を受けた⁽⁴⁾。

鹿児島大学に在職中（1988～2008）の2000年、加藤先生からソウルで開催されるシンポジウム「過去清算と21世紀の日韓関係」（11月4日）に登壇するので来ないかと電話をいただいた。会場のソウル・プラザホテルに入ると、李元淳先生と池明観先生が司会席になら否、加藤章先生、鄭在貞先生が報告されていた。翌日、李元淳先生のお招きをうけて、ソウル大学校・師範大学教授陣の案内で江華島をまわり、S先生との知遇を得ることができた。翌年3月には、今度は李元淳先生から、鹿児島のキリスト教関係史跡を調査するので案内してほしいと電話があり、個人的なおつきあいがはじまった。加藤先生からお誘いを受けたことが、日韓関係の研究をはじめ最初の機会であったことに気づかされる。

上越教育大学赴任（2008）前後、二谷貞夫先生、釜田聡先生らの韓国調査に加えていただき、李元淳先生と再会し、さらに鄭在貞、金恩淑先生とお会いする機会を得て、具蘭憲先生とも共同研究に取り組むことができた⁽⁵⁾。2022年度から再スタートする科研は、長年の研究を導いてくださった恩義に、敬意と謝意を表する意図を持つものである。

3. 植民地期の学校教育研究⁽⁶⁾

学習院大学東洋文化研究所の研究プロジェクト「日本植民地下初等・中等教育諸学校の記録と記憶」（研究代表：2021～22年度）では、故人となられたL先生（2006、2014）、台湾・台北市のS先生（2015）の聴き取りデータから論考を作成している⁽⁷⁾。

東文研プロジェクトは、前段の研究である基盤B「戦前期における中等諸学校（師範学校）生徒のアジア認識に関する総合的研究」（研究代表：2013～15年度）、基盤B「植民地被統治民衆子弟生徒のアジア認識及び日本認識の変遷に関する総合的研究」（研究代表：2016～18年度）で果たせず、残した課題に取り組む目的をもって申請した。

L先生は尊敬すべき先生であった。多くの教えを乞い、多くのお叱りを受けた。また、台湾のS先生には、戦前期と敗戦直後の自由学園に留学されていた時期の記憶をお話しいただいた。

校友会雑誌の研究は、斉藤利彦先生が国内の戦前期校友会雑誌に関する研究書刊行した際、植民地地域に関する拙稿を掲載していただいたことが、契機であった。その後、斉藤先生の勧めを受けて申請した、植民地地域に焦点をあてた科研Bが採択された。申請に際しては、韓国の金恩淑先生、徐鐘珍先生に協力をお願いし、あわせて、台湾の呉文星先生にご指導をお願いした。呉文星先生とはそれまで面識がなく、断られる覚悟でお願いしたが、快く協力を約束して下さった。2012年のことであった。

2期6年に及ぶ科研は台湾師範大、韓国教員大学校、南華大学（台湾）での国際シンポジウムを開催するなど一定の成果を得ることができ、書籍を刊行（2021・オンデマンド）できたが、聴き取り調査の掲載はかなわなかった。東文研プロジェクトの目的の一つは、校友会科研で残した聴き取り調査を整理することにある。

聴き取り調査には苦い思い出がある。修論研究のあと、中等国史教科書編纂委員会（1947）の若手委員であったN先生宅を訪れたのは1990年頃であったと記憶する。70代の後半であったろうN先生のお言葉を論文引用には用いたものの、地方から東京に出で私学に勤め、敗戦直後に西洋史を教えていた貴重なお話の全体を公表するまでに至らなかったことが、

悔やまれる。また、網野善彦先生（1928～2004）からは、対談を重ねて書籍にする目的をご了解いただき、話をうかがったが、果たせぬまま、病をえて亡くなられた。ここでも、自身の力量不足を痛感することになった。

1985年頃、高校教師であった筆者の授業実践が問題とされた時、校長のA先生が、「私も『歴史を担当させるな』と言われたことがあったのだよ」と庇ってくださった。だが、その言葉の歴史的な背景を知るのは、先生が亡くなられた後である。30年後、前述の校友会雑誌科研の関連資料を確認していると、3.1 独立運動直後、京城教会の牧師が日本の弾圧を批判する論考を公表しているのだが、A先生は、その御子息であった。A先生は京城中学、京城帝大を経て、京城の私立高女と公立高女に勤められた。韓国の国会図書館で京城中の校友会雑誌を確認していると、A先生の紀行文が目にとまる。なんとか論文として残したいと思い、先生のご子息に助言をいただきながら、資料調査を進めているところである。御存命のうちにお話を伺うべきだったと、今更ながら後悔している。

聴き取り調査では、録音に耳をそばだて、文字を起し、何度も聞き直し、確認し直さなければならない。それでも、この繰り返しの作業自体が、先生と対面して補講を受けているような、貴重な学びの時間でもある。

4. 法規範学習の比較研究⁽⁸⁾

学習院赴任の前後から、「特別の教科道徳」と「品徳と法治」（中国）の教科書比較を進めている。沈晓敏先生との共同研究である。先生とは2015年に華東師範大学を訪ね、『法治教育』の説明を受けたことが、最初の出会であった。その後、科研・挑戦的萌芽『判決書教材』を活用した『市民性』を育成する東アジア型社会科授業の総合的研究（研究代表：2015～17年度）、日本、中国、韓国、台湾各国の取り組みを調査・比較した兵庫教育大学連合大学院共同研究プロジェクト「東アジアにおける法を活用した規範教育の構築－市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成－」（研究代表：2017～19年度）に参加をお願いした⁽⁹⁾。『法治教育』（2015）への評価、市民性を重視した規範意識の醸成が日中両国の課題と考えることなど、同様の見解を有することから、共同研究をお願いしたものである。

5. 人権教育研究と判決書学習の研究⁽¹⁰⁾

2021年後半からは『人権教育の可能性』の編集・執筆に取り組んでいる。人権教育施策に関わる委員会では出会った先生方との書籍である。人権教育のための国連10年に対応する形で文部科学省に設置された委員会では、COMPASSを日本に紹介された福田弘先生をはじめ著名な研究者と出会うことができた。この委員会に招かれた理由の一つは、判決書を活用したいじめ問題の授業実践研究にある。拙著⁽¹¹⁾で市民性教育の視点に触れた同年、知覧中学校いじめ自殺事件（1996）が起きる。1997年の夏、小、中学校の先生方にいじめ自殺事件を主題とする授業を呼びかけた。念頭においた教材は中野富士見中学校いじめ自殺事件（1986）の東京高裁判決（1994）であったので、参加者に授業イメージを説明するため、鹿児島大学附属中学校で公開授業を実施した（1997.12）⁽¹²⁾。だが、最初の書籍（1998）⁽¹³⁾では、まだ判決書を用いた授業に取り組んではもらえなかった。

同時期、鹿児島大学・全学プロジェクトへ参加した際に、研究代表者の副学長から「法

文学部にいじめ裁判を研究している民法研究者がおられるので、共同研究されてはどうですか」と示唆を受け、采女博文先生と出会う。采女先生に学ぶことができたおかげで、判決書を活用した学習教材と実践、研修資料作成を続けることができたといっても、過言ではない。初歩的な質問や疑問に、根気良くつきあってくださった、大変感謝している。

采女先生との共編『実践いじめ授業』⁽¹⁴⁾を刊行した後、「ハンセン病訴訟に取り組んでいるので付き合ってもらえませんか」と言われ、熊本地裁判決（2001）原告の堅山さん、上野さんとお会いした⁽¹⁵⁾。これを機に鹿児島大学で「ハンセン病といのち」の共通講義を提案し、開講することができた。この時、医学部の後藤正道先生からは、「先輩たちの残した課題に責任があるので」と協力をいただいた。

判決書を活用する教材・研修資料の開発研究、教育実践研究は、いじめ問題（1997）を初発として、ハンセン病問題（2001）、水俣病問題（2006）、校友会科研、植民地科研を準備した戦後補償裁判（2004）などの研究主題に取り組む際の契機ともなり、新福先生、蜂須賀先生、上猶先生、山元先生、福田先生、真島先生との、今日に続く共同研究となっている。

6. 教育実践史研究⁽¹⁶⁾と総合学習

上越教育大学赴任時（2008）は総合学習の担当であった。総合学習の研究に関わった最初は、二谷貞夫先生、釜田聡先生、そして臼井義一先生、斉藤利彦先生との共同研究にある。

校友会雑誌研究に取り組まれていた斉藤先生から、長崎や青森の資料調査に誘われていた。その斉藤先生とは、同時期、臼井嘉一先生の科研・基盤B「戦後日本における教育実践の展開過程に関する総合的調査研究」で一緒していた。上越地域における総合学習の歴史的調査を分担していた私に、熊本の調査を手伝ってほしいと連絡を受け、ハンセン病・黒髪小事件を扱った映画「あつい壁」に「若い教師の会」が登場していたことを話したところから、そのまま調査に合流することになった。

科研代表者であった臼井先生とは、修論研究の内容を報告した日本社会科教育学会（1985）で質問をいただいたことが、最初の出会いであった。拙い報告にもかかわらず、司会の和歌森民雄先生から暖かい助言をいただいた。加藤章先生の配慮であったことは間違いない。

長い年月を遡ってみると、すべての研究の出発点が、加藤章先生の下での大学院のゼミにあったことに気づかされる。

7. おわりに

1983年、在職していた活水高校で、新設科目・現代社会で取り組んだ原爆碑調査の実践を歴史地理教育に掲載してほしいと、編集室に電話したところ、二谷貞夫先生が電話に出られた。NHK世界史講座の講師としてお名前は存じ上げていたが、失礼な電話であったにもかかわらず、掲載していただくことになった。その二谷先生の人柄に何度も救われてきた。先生と一緒に韓国に出向いていたからこそ、著名な研究者である金恩淑先生、鄭在貞先生とも信頼関係を築くことができたのである。論博の提出先を迷っていた時も、すぐに受諾の電話をいただいた。私のために何度も頭を下げられたと伝え聞いた⁽¹⁷⁾。

博士課程での堅実な研究の経験がなく、生来の不勉強もあるのに、なんとか大学での生活を続けることができたのは、人柄の良い、優れた先生方に師事できたおかげである。共同研究は、学びたい人に直接お願いし、研究費を申請してきた。研究は競争ではないので、自分自身が納得のいく主題に向き合い誠実に取り組んでいくと、いつの間にか同じ思いの人と出会い、邂逅の時を迎えることになるのだと思う。

2022年度は、教育基礎という科目を一部担当することになり、映画を用いて学校教育史⁽¹⁸⁾のお話することになった。鹿児島大学以来となる。困難な環境にあるが、このような時だからこそできることもあるのだと、考えるようにしたい。

注

- (1) 梅野正信「日本社会の人権課題群を学ぶ－人権教育としての法教育－」『21世紀の歴史認識と国際理解』明石書店，2004年。梅野「戦後補償裁判に描かれたアジアの個人史」『越境する歴史教育』教育史料出版会，2004年。以下原則として筆者の著書・論考をあげる。
- (2) 2018年の申請にあたり久留島浩，池野範男，真島聖子ほかの方々に研究分担者を，鄭在貞，徐鐘珍ほかの方々に研究協力をお願いした。
- (3) 「韓国と日本が近隣国家として平和と共栄の未来を切り開いていくためには『15年戦争』と『植民地朝鮮』に対する分裂した歴史認識を克服しなければならない。そのためには二つの国の歴史教科書が相互理解の方で『15年戦争と植民地朝鮮』を記述する必要がある」（鄭在貞「韓国と日本の歴史教科書に描かれた近代の肖像－『十五年戦争』と『植民地朝鮮』－」『第2期日韓歴史共同研究報告書（教科書小グループ篇）』，2010年。
- (4) 修論提出前後の論考として，梅野正信「歴史教育独立論と『社会科歴史』論」『史潮』新22，1987年。同「社会科歴史論の歴史的研究」『上越社会研究』1，1986年。同「社会科歴史を支えた歴史教育観」『社会科教育研究』55，1986年。のち梅野『和歌森太郎の戦後史』（教育史料出版会，2001年）として刊行。
- (5) 二谷貞夫・梅野正信編著『日韓で考える歴史教育』明石書店，2010年。
- (6) 梅野正信編『校友会雑誌にみる「帝国日本」「植民地」「アジア認識』』静岡学術出版，2021年。梅野「中等諸学校生徒のアジア認識の生成と相克」『学校文化の史的探究』東京大学出版会，2015年。
- (7) プロジェクト研究員は斉藤利彦ほかの方々。
- (8) 梅野正信「『法治教育』（中国2015）における『侵害された人権の救済』」『学習院大学文学部研究年報』67，2021年。蜂須賀洋一・梅野「『特別の教科 道徳』小学校検定教科書にみる人権教育関連題材の研究」『上越教育大学研究紀要』38(2)，2021年。梅野・蜂須賀洋一「『特別の教科 道徳』の教科書に見る人権教育関連題材の研究」『上越教育大学研究紀要』39(2)，2020年。
- (9) 梅野正信・福田喜彦編『東アジアにおける法規範教育の構築：市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成』風間書房，2020年。
- (10) 梅野正信・新福悦郎・蜂須賀洋一『公民科教育と学校教育：人権と法で深める探求の

- テーマ 78』三恵社，2021 年。梅野『教育管理職のための法常識講座』エイデル研究所，2015 年。同『裁判判決で学ぶ日本の人権』明石書店，2006 年。同「戦後補償裁判に描かれたアジアの個人史」『越境する歴史教育』教育史料出版会，2004 年。
- (11) 梅野正信『社会科はどんな子どもを育ててきたか』明治図書，1996 年。
- (12) 梅野正信『いじめ判決文で創る新しい人権学習』明治図書，2002 年。
- (13) 梅野編著『教師は何からはじめるべきか』教育史料出版会，1998 年。
- (14) 梅野・采女博文編著『実践いじめ授業』エイデル研究所，2001 年。
- (15) 梅野・采女編著『実践ハンセン病の授業』エイデル研究所，2002 年。
- (16) 梅野正信「『熊本若い教師の会』の発足と展開」『戦後日本の教育実践-戦後教育史像の再構築をめざして-』三恵社，2013 年。同「江口武正実践記録が描き出す教育専門職としての教師像」『「上越教師の会」の研究』学文社，2007 年。
- (17) 梅野正信『社会科歴史教科書成立史—占領期を中心に』日本図書センター，2004 年。
- (18) 梅野正信『日本映画に学ぶ教育・社会・いのち』エイデル研究所，2005 年。同『映画で見直す同時代史』出岡学術出版，2017。同「映画で深める教育法」『季刊教育法』2019～21 年連載。